

山梨県U I J ターン促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県外から本県へのU I J ターンによるプロフェッショナル人材の還流を促進するため、山梨県内の事業者（以下「補助対象事業者」という。）がプロフェッショナル人材の雇い入れを目的として、試用就業を実施する場合、その実施に要する経費に対し、予算の範囲内で山梨県U I J ターン促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 山梨県プロフェッショナル人材戦略拠点 山梨県がプロフェッショナル人材戦略拠点設置事業費により公益財団法人やまなし産業支援機構に委託し設置した拠点をいう。
- (2) プロフェッショナル人材 次に掲げる要件を全て満たす者をいう。
 - イ 県外の事業所等において10年以上の事業企画・運営などの実務経験を有する30代から50代の者であり、かつ、補助対象事業者の受入事業所において事業創出力の強化に繋がるような知識又は技能を習得していること。
 - ロ 前職に係る勤務時において、県外に在住しており、試用就業に伴い県内へ移住すること、又は移住する見込みであること。
 - ハ プロフェッショナル人材戦略拠点事業における民間人材ビジネス事業者登録要領により登録された民間人材ビジネス事業者に求職者登録していること。
- (3) 試用就業 補助対象事業者が、プロフェッショナル人材の正式雇用の採否を判断するため、当該プロフェッショナル人材との有期雇用契約又は出向契約に基づき、受入事業所において就業させること、又は正規雇用後の一定期間、試用のため就業させること。

(補助対象事業者)

第3条 この事業の補助対象事業者は、山梨県内に事業所を有する中小企業であり、次に掲げる要件を全て満たす者をいう。

- (1) 資本の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする者にあつては5,000万円、卸売業を主たる事業とする者にあつては1億円）以下の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社または有限会社のいずれか）及び個人事業者並びに常時使用する社員の数が300人（小売業を主たる事業とする者にあつては50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする者にあつては100人）以下の会

社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社または有限会社のいずれか）及び個人事業者であること。

- (2) 山梨県プロフェッショナル人材戦略拠点による支援を受け、プロフェッショナル人材の試用就業を県内の事業所において実施すること。
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと及び法人においては役員が、個人事業者においては事業主が同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする事業者でないこと。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額並びに補助の要件は、別表のとおりとする。ただし、補助対象経費に対し、国又は他の地方公共団体から補助金、助成金等の補助を受けている場合は、この補助金の交付の対象とはしないものとする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書は、試用就業を開始する日の原則14日前までに提出しなければならない。ただし、試用就業期間が年度を跨ぎ、かつ、当該試用就業に係る前年度の交付決定を受けている場合については、年度開始後、直ちに提出するものとする。
- 4 補助対象事業者は、第1項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第6条 補助金交付決定通知書の様式は、別記第2号様式のとおりとする。

- 2 知事は、前条第4項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。

3 知事は、前条第4項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付条件)

第7条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書(別記第3号様式)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書(別記第4号様式)を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(補助金の変更交付決定)

第8条 知事は、規則第6条第1号から第3号までの規定により、補助事業の変更等に係る決定を通知する場合は、別記第5号様式によるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から20日以内とする。

(補助事業の実績報告)

第10条 実績報告書及びその添付書類の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 実績報告書は、補助事業の完了の日(中止又は廃止の承認を受けた場合は当該承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 補助金の額の確定通知書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

(補助金の交付時期)

第12条 補助金は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助対象事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第8号様式により速やかに、知事に報告しなけ

ればならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(正規雇用後の継続雇用)

第14条 補助対象事業者は、正規雇用したプロフェッショナル人材を県内事業所において継続して雇用するよう努めなければならない。

(試用就業期間終了後の状況報告等)

第15条 補助対象事業者は、プロフェッショナル人材を正規雇用した日から6ヶ月を経過した日から起算して30日以内に、その就業状況等について、別記第9号様式により知事に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業者がプロフェッショナル人材を正規雇用した日から起算して6ヶ月を経過する日以前に当該プロフェッショナル人材が退職した時は、補助対象事業者は、その退職した日から起算して30日以内に別記第9号様式により知事に報告しなければならない。

(検査の実施)

第16条 知事は、補助対象事業者に対して、試用就業期間中及び試用就業期間満了後においても、必要に応じて、プロフェッショナル人材の勤務状況等について報告を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。

(帳簿、書類等の保管)

第17条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日限り、廃止する。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表 補助対象経費等

<p>補助 対象 経費</p>	<p>補助事業を実施するに際して、補助対象事業者が負担するプロフェッショナル人材に係る以下の経費</p> <p>① 給与（給料、各種手当、賞与）</p> <p>② 移転費用（引越費用等）</p> <p>③ 社会保険料の補助対象事業者負担分</p> <p>※①及び②の経費については、補助対象事業者が定める就業規則等で支給の根拠が確認できるものに限る。</p>
<p>補助率</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>ただし、千円未満の端数切り捨て</p>
<p>補助限度額</p>	<p>1 人の試用就業につき 75 万円</p> <p>（1 社あたり 1 人を限度）</p>
<p>補助の要件</p>	<p>1 対象となる試用就業期間は、3ヶ月以内とする。</p> <p>2 補助対象事業者が、プロフェッショナル人材を試用就業期間満了後に県内事業所において正規雇用とし、又は正規雇用後の試用就業期間を満了しなければ、補助金の交付対象としない。ただし、試用就業の対象となるプロフェッショナル人材の責めに帰する事情によるもの、その他やむを得ない理由があるものとして知事が認める場合は、この限りでない。</p> <p>3 試用就業を実施する前または実施した後（補助対象事業者の県内事業所において正規雇用となった場合に限る）にプロフェッショナル人材は県内へ移住しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるものとして知事が認める場合は、この限りでない。</p>